

令和 8 年度 施行

業務設計書（公示用）

業務名：白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)

令和 7 年 11月 単価適用

白石区 土木部維持管理課

札幌市

業務名：白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)

業務委託費

円

業務価格

円

消費税等相当額

円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・白石区内（北地区）

公園 89箇所、街路樹 50路線、その他 1箇所

(位置図・数量調書参照)

2. 業務の概要

- ・公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式
- ・街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- ・令和 8 年 3 月 15 日より 令和 9 年 3 月 14 日まで

4. 仕様書等

- ・札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。
- ・札幌市土木工事共通仕様書による。
- ・特記仕様書(白石区共通)による。
- ・内訳書の表記について

■設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

- | | | | | | |
|-------|---|------|--------|---|-------|
| ・工事番号 | → | 業務番号 | ・工事名 | → | 業務名 |
| ・工事区分 | → | 業務区分 | ・直接工事費 | → | 直接業務費 |
| ・純工事費 | → | 純業務費 | ・工事原価 | → | 業務原価 |
| ・工事価格 | → | 業務価格 | ・工事費計 | → | 業務委託料 |

2025. 11

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（白石区共通）

令和 8 年度

札幌市白石区土木部

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（白石区共通）

目次

1. 一般	3
2. 管理	5
3. 施設管理（公園・街路樹共通編）	9
3-1. 公園編	13
3-2. 街路樹編	18
4. 様式	21

1. 一般

1. 施行上の義務等

- (1) 受託者は、施行する業務の内容に応じ、現場代理人及び施行現場における施行の技術上の管理を司る者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めた時は、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (3) 作業中は「清掃作業中」「草刈中」等の表示板をつけて利用者に作業を周知するとともに、作業に使用する車両には、見えやすい箇所にJV名や業務名が記載された掲示板を設置すること。また、道路上にて作業を実施する際は、道路使用許可証（写）を掲示すること。また、当業務以外で車両を使用する際は、掲示板を外すこと。

2. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合は、その補正等の措置を行なうこと。

3. 施工管理一般

- (1) 業務を実施するに当たり、本業務の設計書、公園維持管理台帳、街路樹維持管理台帳、仕様書等の確認を実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
- (2) 業務内で実施した作業に関して、実施日・作業内容・数量について担当職員に報告すること。また、月別に集計して金額を報告すること。
- (3) 設計変更の対象となる場合は、作業内容・数量を集計し担当職員と協議すること。
- (4) 作業の実施により公園維持管理台帳及び街路樹維持管理台帳に変更が生じた際は、担当職員に報告すること。

4. 用具及び消耗品、支給品

- (1) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、別途定めるものを除き、受託者が負担すること。
- (2) 支給品を使用する場合は、事前に担当職員に報告すること。

5. 使用する仕様書等

- (1) 業務の施工は、業務内容により下記の仕様書等に基づき実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
 - 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書（以下、「札総仕」とする）
 - 特記仕様書（白石区共通）
 - 札幌市土木工事共通仕様書（以下、「札土仕」とする）
 - 札幌市土木工事標準設計図集（以下、「札土標」とする）
 - 札幌市造園工事標準図（以下、「札造標」とする）
- (2) 主な参考資料
 - 伐木等作業者用チェーンソー作業の安全ナビ（安衛則第36条第8号に掲げる）

- 業務特別教育用テキスト) (令和7年4月改訂 林業・木材製造業労働災害防止協会)
- かかり木処理作業の安全 (令和2年4月改訂 林業・木材製造業労働災害防止協会)
 - 造園安全衛生管理の手引き (一般社団法人 日本造園建設業協会)
 - 「住宅地等における農薬使用について」 (平成25年4月26日付け環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知)
 - 街路樹剪定技術指針 (平成28年札幌市建設局みどりの推進部)

2. 管理

1. 安全管理

- (1) 作業員は作業に適した保護具を身に着けること。
- (2) 道路上作業を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設の設置や交通誘導警備員を配置し、危険防止に努めること。その内容について、担当職員の請求があった場合は、実施状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 歩行者や自転車の通行時には、交通誘導警備員または作業員により通行の安全を確保すること。
- (4) 高所作業を実施する場合は、安全帯等を着用し転落防止措置を必ず講じること。梯子や脚立を使用する際は、転倒防止措置を講じること。
- (5) 剪定や伐採等の作業時は、労働安全衛生規則等の諸法令を順守すること。さらに、参考資料等を基に安全管理の教育を実施すること。
- (6) 北電やNTTの架空線付近で剪定や伐採等の作業を実施する際は、切断及び破損しないよう十分注意すること。
- (7) 剪定などの維持管理作業を行う場合は、事前にハチの巣の有無を確認してから実施すること。特に、生垣や寄植の刈込、トラフ蓋の取り外し作業等を行う場合は、事前の目視確認が極めて困難であることから、長い棒などを用いて確認するなど十分注意したうえで作業を行うこと。

2. 建設副産物の取扱い

作業によって発生する金属くずやコンクリート塊等の建設副産物の搬入先は、原則として白石区土木センター（札幌市白石区本通14丁目南5-32）とするが、規模が大きい等、何らかの理由により搬入が困難な場合は、建設副産物として処理するものとする。処理にあたっては、札土仕1-1-1-22に記す建設副産物の関係法令及び要綱等を遵守し、その処理・処分・再生資源化・リサイクル等の取扱いを行うこととする。

- (1) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理施設等の処理条件は下記の通りとするが、変更が生じた場合は、担当職員と協議すること。なお、各処理施設の所在地情報は、「札幌市土木工事積算要領及び資料(I 第18章 建設副産物⑩ 産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表)」を参照すること。

- 1 コンクリート塊は、下記再生処理施設のいずれかへ搬入すること。（マニフェストによる）

処理施設名	受入条件等
札幌リサイクル骨材(株)	・処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。
小橋北豊(株)	・分別解体により小割りしたもの（コンクリートブロックも可）
札幌環境資材センター(新日建設(株))	※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、(株)松原産業にて受入可。小橋北豊(株)、(株)松原産業はRH入りコンクリート塊の受入可。
野田工業(株)	※再生砕石で売却
世紀東急工業(株)	※世紀東急工業(株)はストック容量92t以下そのため、搬入の際は事前確認すること。

2 再生処理可能な自然石については、下記再生処理施設へ搬出すること。

処理施設名	受入条件等
小橋北豊(株)	・受入条件等については、確認を要する。 ※小橋北豊：50 cm以上は別途小割費必要
札幌リサイクル骨材(株)	※札幌リサイクル骨材：玉石に限る。原則0 cm未満まで。ただし、受入条件の詳細は事前に確認 すること。

3 金属くずについては、下記施設へ搬出すること。

処理施設名	受入条件等
株鈴木商会	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。

4 剪定や伐採等の作業で発生した剪定枝等については、積極的に売り払いを行うこと。材を買取者に搬出させる場合は、白石区土木部資材置場（厚別区厚別町山本1063番地18）を一時堆積場として活用することを認める。剪定枝等売り払いについては、以下のとおり行うこと。

a. 対象：枝（葉は付いていて構わない）、幹、根（なるべく土砂
は落とすこと）

b. 詳細については担当職員と協議すること。

5 建設発生土が生じた場合は、小規模な場合は現場内流用を基本とする。発生土量が多い場合や、現場内流用が困難と判断される場合については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。

6 少量の場合及びその他の建設副産物（建設廃棄物）の処理等については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。

(2) 建設副産物を運搬する際は、過積載とならないよう注意し、積載物の飛散防止措置を確実に実施すること。また、各施設への搬入状況の写真を各期の検査時に提出すること。

(3) 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に表示を行うこと（廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の改正に伴う義務）。

(4) 巡回等により、放置自転車等（自転車及び原動機付自転車）を発見した場合は、担当職員と確認・協議の上、注意札（青札）を貼付け、3日間経過した後に北郷自転車保管場所（北郷1条1丁目）に搬出すること。また当該自転車等を撤去した場所に移動告示書を掲示すること。

(5) 巡回等により、不法投棄物（体を成していない自転車等・家電製品・タイヤ・大型ごみ・その他処理が困難なもの）を発見した場合は、担当職員と確認・協議のうえ、白石区土木センターに搬出すること。

(6) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

受注者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、E票（竣工時に間に合わない場合はD票）と計量伝票を工事監督員に提示し、確認を受けること。なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業廃棄物連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。

(7) 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

当業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入された場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、

適正に処理すること。なお、当業務においては、循環税相当額を見込んでいる。

3. 事業系一般廃棄物の扱い

草刈で発生した刈草や剪定枝、清掃で発生した落葉等は、本市が指定する処理施設に運搬し処分すること。

分類	処理施設名	処理施設の所在地・連絡先及び受入条件等
再生	城東運輸（株）	
焼却	発寒清掃工場	札幌市土木工事積算要領及び資料 (I 第18章 建設副産物⑩ 産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表)を参照
	駒岡清掃工場	
	白石清掃工場	
破碎	発寒破碎工場	
	篠路破碎工場	
	駒岡破碎工場	

3. 施設管理（公園・街路樹共通編）

1. 清掃

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のとおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）等により異なるので注意すること。

（1）作業区分は下記とする。

- ・清掃A 捨い集め型清掃
- ・清掃B 春1回目の清掃で、捨い集め及び掃き型清掃
- ・清掃C 秋の落葉等の捨い集め及び掃き型清掃

（2）作業日は下記を基本とする。

・清掃A（年12回） 5月7日から10月末日までの隔週月曜日

・清掃B（年1回） 原則として4月末日まで

※雪解け状況により対応、担当職員と協議すること

・清掃C（年1回） 11月中旬

※落葉の状況により対応、担当職員と協議すること

街路樹（植樹枠・植樹帯・緑地帯等）清掃については年2回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。

また、町内会や福祉団体への管理委託公園等において、担当職員からの指示があった場合は、草刈・清掃作業により発生した刈草等（原則、400L以上/回）について、指示のあった日から3日以内（週休日や、担当職員と協議のうえ回収日を別途設定した場合を除く）に回収すること。回収した刈草等は、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。なお、自ら回収せずに依頼する場合は、唯一の委託先である「一般財団法人 札幌市環境事業公社」とし、回収・運搬・処理の一連を契約の上で処分すること。

2. 草刈

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のとおりとし、管理形態や施設内容等により異なるものの、年3回を基本とする（但し、パークゴルフ場は年6回）。実施時期については、区全体の統一性を考慮し、担当職員と協議のうえ決定すること。なお、2回目の草刈時期については、公園内での夏まつり等の催事等に合わせなければならない箇所があることから、担当職員と調整を行った上で、計画的に作業を進めること。

街路樹草刈については年2回を基本とし、実施時期は6月中旬～7月上旬、10月中旬～11月上旬を目安とする。

3. 人力除草

（1）土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取ること。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は清掃を行うこと。

（2）実施回数は各管理台帳に示した回数とする。

4. 生垣刈込・寄植刈込

（1）実施回数は下記を基本とし、実施時期は担当職員と協議のうえ決定するものとする。また、現場条件等により、実施時期や回数等を変更する場合があるため、担当職員と事前に協議を行うこと。なお、枝葉が園路や歩道にせり出すことの無いよう仕上がり寸法を考慮して作業を行うこと。

- ・年1回 ニオイヒバ、ムクゲ、オンコ、ニシキギ、ツツジ類等
- ・年2回以上 ネグンドカエデ等、上記以外の樹種

- （2）樹勢や生育状況等に応じて、枝や幹が密になり過ぎた株や、古くなった枝や株は、適宜、切り戻し等を実施すること。

5. 支柱管理

公園における支柱等管理については、札總仕（街路樹編 樹木管理）を参照すること。また、巡視等により、樹木の幹が成長してしゅろ繩が食い込んでいるのを確認した場合は、結束をし直すこと。但し、支柱が不要と判断される場合や支柱が腐朽している場合などにおいては、速やかに支柱や結束を撤去すること。

6. カラス対応

カラスの巣の撤去については実施しないことを基本とし、巣立ち時期に発生する威嚇行動については、注意看板による市民周知（危険回避措置）や市民に対してカラスの習性や生態等を説明する。止むを得ず、巣を撤去する場合は、札總仕に加えて、下記に注意すること。なお、巣から落下した子ガラスの捕獲については「札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課」発注による専門業者が主体となるので注意すること。

- （1）撤去は、高所作業となるため、安全帯やヘルメット等を着用し防護対策を怠らないこと。さらに、親鳥が威嚇・攻撃をしてくることが考えられるため周辺の安全確保にも注意すること。
- （2）作業完了後、撤去状況及び撤去数等を書面にて担当職員に報告すること。

7. 樹木・施設冬囲い設置、撤去

- （1）冬囲い設置は11月末から12月中旬まで、撤去は4月中に終了させることを基本とする。但し、気象条件等により変更する場合があるので、担当職員と協議すること。
- （2）施設の冬囲いを撤去する際は、目視に加えて、実際に使用して異常が無いか簡易な点検を行い、問題が無いことを確認してから撤去すること。また、施設に破損や異常が確認された場合は、速やかに担当職員に報告し、必要な使用禁止措置を実施するとともに、後日、状況写真を提出すること。
- （3）ブランコは、支給する土のう袋等の緩衝材で梁部を養生した上で、しゅろ繩等によって着座部を固定すること。
- （4）鉄棒は、各バーに支給する使用禁止札を貼り、支給する使用禁止テープを巻きつけること。春先の使用にあたって冬囲いを撤去する場合は、鉄棒バーを強く揺するなどして、ソケット等の破損がないか確認すること。
- （5）ターザンロープ・レールランナー等の滑走系遊具は、動かないように支柱等に固定し、わら繩等で縛りつけること（ブランコ座板対応と類似）。
- （6）シーソーの座板は、梁から取り外して地面に下ろした状態で支柱にわら繩で縛りつけること（脱着できない構造のシーソーは除く）。
- （7）チューブスライダーの入口（上部側）は、入ることが出来ないように板等でふさぎ、外れないように固定すること。
- （8）水飲み台については、冬期間の水道の凍結防止のため、水道メーターや散水栓の水抜きは、確実に実施すること。むしろ等で本体を囲わずに蛇口のみを20cm程度のブルーシート片で覆う手法を用いること。
- （9）テニスコートについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴うテニスコートネットの設置・撤去を行なうこと。
- 保管場所は白石区土木センターを基本とする
 - 設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検する
 - 開放前に水切り用具等の支給備品が常備されているかを確認し、

破損があれば担当者に報告する

- 開放時にはテニスコート内の清掃を入念に実施し、プレーに支障がない状態に整備する

(10) 下表の公園施設については、雪害及び事故防止等のため、施設の特殊対応を行うこととする。なお、パークゴルフ場の防球ネットの設置については、オープン（4月末）にあわせておこなうこととし、撤去はクローズ（11月末）とする。

地区名	公園名	作業内容
東地区	厚別川緑地（B B Q 広場）	手摺、案内看板等の設置撤去
	厚別川緑地（P G 場）	ネット設置撤去
	月寒河畔緑地（P G 場）	スタートマット及びP G ネット設置撤去
西地区	さっぽろ大地公園（P G 場）	P G ネット設置撤去
	白石つつじ公園	ネット設置撤去
北地区	厚別川緑地（P G 場）	P G ネット設置撤去
	厚別川緑地（遊水路（休止中））	トラロープ設置撤去

※上記のほか、冬期間、公園への雪入れ及び積雪により破損の恐れのある公園施設がある場合は、担当職員と協議すること。

8. その他

(1) 資材置場（白石区土木部資材置場）

- 厚別区厚別町山本1063番地18内（住宅地図：厚別版P10 座標5-A）
- 搬入については、担当職員と協議を行うこととし、場内整理に努めること。

(2) 緊急時対応

- 台風や事故、市民要望等の緊急時（夜間及び土日含む）については、現場代理人及び作業員による現場の初期対応及び危険回避作措置を行うこととする。
- 危険回避措置を施したときは、担当職員に報告するとともに、その後の処置について指示を受けるものとする。

3－1 公園編

1. 公園維持管理作業

対象箇所及び実施回数等については、公園維持管理台帳に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 公園樹木剪定

剪定の樹形・実施時期等については、担当職員と立会するなどして指示を受けること。担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針（平成28年みどりの推進部編）によるものとする。

3. 砂場管理

- (1) 砂場整正は全ての砂場において4月下旬までに実施することを基本とする。
掘り起しの深さは20cmとし、十分に攪拌させながら、砂の中にあるゴミやガラスの破片・石・動物の糞等を入念に除去すること。
- (2) 春の砂場整正に合わせて、砂が不足していないか（砂場枠の天端から10cm下がりを標準とする）を確認し、不足している場合には、担当職員と協議のうえ、購入砂の補充を行うこと。
- (3) 砂は洗砂とし、補給前に砂場清掃を実施すること。
- (4) 砂撤去は原則行わないものとするが、除去が困難な量の危険なガラス片が混入した場合など、担当職員から指示があった場合に限り実施することとする。なお、公園巡視等により、このような危険な状況を確認した場合には、直ちに報告すること。

4. 園路広場・運動施設管理

凍上や沈下等により、舗装等の凸凹や危険箇所を確認した場合には、利用者の安全性確保のため、担当職員と協議の上で、土砂を敷き均したり、常温合材等を用いて平滑化するなど、適宜対応すること。

- (1) 少年野球広場等において、担当職員から指示があった場合には、利用者による広場整正用資材として、黒土・赤土・砂・ダスト等を指定場所に堆積すること。
- (2) パークゴルフ場等において、担当職員から指示があった場合には、利用団体等によるパークゴルフ場整備、管理用資材として、各種購入資材（目土・肥料・上質芝等）を指定箇所に届けること。

5. 照明灯修繕

- (1) 仕様及び使用部品は、札土仕、札造標によること。
- (2) 架空配線で10A以下の使用時は、自動点滅器を北電柱に取り付けるが、この場合、自動点滅器は北海道電力（株）の支給品となるので注意すること。
- (3) LED灯具（又はLEDライトバルブ）を設置した場合は、LED灯具等の使用電力等に応じて、北海道電力との契約の変更手続きを行うとともに、担当職員に対して「電気使用申込書（工事会社様控）」の写しを提出すること。

6. 外柵等修繕（雪害等による施設修繕）

雪害や経年劣化、悪戯などにより破損した施設の修繕を行う。実施内容等については、担当職員と協議により決定する。

(1) 仕様及び使用部品は、札総仕、札土仕、札造標によること。

7. 人力除雪

過大な積雪による施設の倒壊や、落雪による事故防止のため、四阿や藤棚等の屋根の雪降ろし等を行う。実施時期については、積雪深1メートル程度に達した時を目安とし、担当職員と協議により決定する。作業に際しては、利用者の安全性に配慮し、降ろした雪により危険な状態になっていないか確認したうえで開放すること。

8. 遊水路管理

(1) 遊水路管理施設

稼働開始2週間前までに、開放期間や使用時間等のお知らせ看板を掲示すること。また、条例等に定めはないが、衛生管理上の観点からペット等の動物は利用させないものとする。

地区名	公園名	種別	ランク	常駐管理	詰所設置	備考
東地区	万生公園	遊水路	A	○	○	
	吉田山公園	遊水路	B			
西地区	東札幌公園	遊水路	A	○	○	
	若葉公園	遊水路	B			
	やなぎ公園	遊水路	B			
	菊水上町わらしこ公園	遊水路	B			

(2) 遊水路設備点検

遊水路開放に先立ち、施設の電気・機械、給・排水設備の事前点検を行うとともに、以下について、設備点検報告書を作成すること。また、修理を要する設備がある場合は早急に担当職員に報告すること。閉鎖時には確実に水抜き等の作業を行うこと。

- ・噴水・遊水路のポンプほか各電気部品の絶縁測定を行う
- ・制御盤等の動作を確認する
- ・制御盤等の端子の締付など、正常に作動するよう整備する
- ・運転調整を行う

(3) 遊水路等監視・清掃

■ Aランク施設（万生公園、東札幌公園（下記開設期間中））の遊水路等の施設について、監視及び清掃作業を行う。

- ・開設期間及び利用時間については、7月10日から8月31日（開放日固定設定、計53日間）、常駐時間は9:00から17:00までとする。
- ・期間中は、遊水路常駐管理者を1名置き、衛生管理や安全対策を図るとともに、利用者への注意指導等を行う。
- ・利用開始前日までの準備時に、常駐管理者による清掃及び機器、施設等の点検や緊急時への対応等の確認など、十分な事前準備をおこなうこと（遊水路常駐管理者の配置計54日間）。
- ・受託者は利用人数等の監視記録を別紙により週報とともに提出すること。
- ・遊水路は下記作業イメージにより、10時利用開始を目途に作業を実施する。

準備・清掃 9:00 ~ 10:00
開放時間 10:00 ~ 16:30

(可能な限り、長く開放するよう努めること)

清掃・後片づけ 16:30 ~ 17:00

- 常駐管理者は、遊水路内及びその周辺に、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞などが無いよう注意を払い、安全の確保に努めるものとする。
- 常駐管理者は、自身の熱中症対策を講じること。
- 常駐管理者は、詰所等に利用者の応急処置に使用する用品（救急箱等）を備えることとし、万が一、事故やケガが発生した場合には、適切かつ迅速に対応すること。
- ガラス片等による事故が発生した場合には、直ちに使用禁止とし、原因が判明するまでは、利用者全員を遊水路から退去させ、被害の拡大を防ぐよう努める。
- 常駐管理者の時間延長を可能としており、これに対応出来得る準備・体制を整えるものとする。
- 期間中、 $2.3 \times 3.0\text{m}$ 程度の常駐用監視用詰所（仮設ハウス）を設置することとし、設置期間中の清掃及び施錠管理は必須とする。
- 常駐管理者は、設備の使用方法を熟知した上で作業に当たることとし、水量の調節や補給水等により、適正な水面管理を行う。
- 常駐管理者は、遊水路内及びその周辺を、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等の用具を用いながら清掃し、衛生的な状態の確保に努めるものとする。
- 定期清掃の目安は、週に1回、月曜日を基本として、汚れ落としや水の入れ替え作業等を実施する。
- 消毒用塩素による水質管理を行うこととし、塩素濃度を $0.4\sim 1\text{ppm}$ に保つよう水質管理を行う。

■Bランク施設（吉田山公園、やなぎ公園、若葉公園、菊水上町わらしこ公園）の噴水池について、巡視・清掃を行う。

- 開設期間及び開放時間は、上記Aランク施設と同一とする（計53日間）。
- 開放時間は、上記Aランク施設（常駐時間）と同一とし、9:00から17:00までとする。
- Aランク施設とは異なり常駐管理は行わず（詰所設置なし）、開設期間中は、1日2回以上点検し、週に1回を目安に水の入れ替え・清掃を実施する。
- 清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

9.公園施設巡視点検

- (1) 全公園・緑地を対象（町内会等委託公園含む）に、毎月1回（年12回）の昼間巡視点検、及び年1回の夜間巡視点検を実施することとする（実施時期は下記のとおり）。点検内容や方法等は札総仕（公園編）のとおりとし、巡視点検チェックリスト（様式42）の項目を意識して点検すること。また、点検結果については異常の有無に問わらず、別紙（様式41）により担当職員に提出すること。また、異常がない場合であっても、点検写真（園名板及び公園全景）を撮影しておくこととし、担当職員から指示があった場合は提出すること。

- ・ (昼間) 業務着手 (3月15日) ~ 3月31日 : 1回実施 (年1回)
 - ・ (昼間) 4月~翌年2月 : 毎月1回実施 (年11回)
 - ・ (夜間) 10月下旬 (主に照明点検) : 1回実施 (年1回)
- (2) 巡視点検日以外で、荒天や警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を担当職員に報告すること。
- (3) 通常清掃等の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリストを意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
- (4) 冬期における巡視は、公園内の積雪・雪入れ状況 (特にコンビネーション遊具・照明灯周辺・四阿) や雪入れ等による施設の被害 (懸念) 状況、スキー山や傾斜地等の安全性等を確認すること。

(以下は、地区別 特殊施設管理)

10. 【東地区】バーベキュー広場管理／厚別川緑地

- (1) 開放期間は、4月25日 (ゴールデンウイーク開始日) ~9月30日、及び10月の土・日曜日 (祝日含む) (10月 3・4・10・11・12日 (スポーツの日)、17・18・24・25・31日) の計169日間とする。
- (2) 開放時間は、バーベキュー広場は10:00~17:00、駐車場は9:00~18:00とする。
- (3) 開放期間中はゲート開閉に併せて、1日3回以上の巡視点検を行うこと。
- (4) 管理作業
 - ・朝・夕に駐車ゲートの開・閉作業を行う。
 - ・巡視点検にあわせて、炊事広場及び(対岸の)仮設トイレ、炭消し場及び付近の簡易清掃を行う。
 - ・夕刻の点検時に炭の残火を確認する。
 - ・大雨警報発令等、河川氾濫の恐れがある場合は築堤内の手摺撤去を行うとともに、危険性がなくなった (広場利用が可能となった) 場合は手摺を設置する。
 - ・巡視点検時に、危険な行為を確認した場合は指導する。
 - ・週3回 (期間中73回程度) 、バーベキュー広場周辺の清掃を実施する。

11. 【西・東地区】仮設トイレ管理 (設置撤去含む)

／厚別川緑地虹の橋パークゴルフ場

- ・厚別川緑地の仮設トイレ利用期間は、4月22日 (水) ~11月4日 (火) (片付日) とし、4月21日 (火) に運搬・設置、11月5日 (水) に汲みとり、11月6日 (木) に運搬・撤去を行う。
- ・簡易水洗型の仮設トイレとし、必要に応じて汲取りを行う。
- ・週1回 (期間中28回程度) 、仮設トイレの清掃を行う。
- ・厚別川緑地バーベキュー広場対岸の常設仮設トイレは閉鎖中。

12. 【西地区】バラ花壇管理／東札幌公園

- (1) 花壇内の除草は8回行うものとする (6月~10月)。
- (2) 剪定は年2回行うものとする (5月上旬、11月中旬)。
- (3) 枯枝等の剪定は年2回行うものとする (7月~9月の間)。
- (4) 元肥は年1回とし、5月中旬とする (肥料は硫安、土壤改良剤は炭カルを使用)。
- (5) 追肥は年1回とし、実施時期は7月中旬を目途に実施する (硫安を使用す

る）。

13. 【西地区】臨時駐車場門扉開閉／白石公園

開閉は通常の巡回業務の一環として毎週月曜日朝方に車止及びチェーンにて閉鎖し、金曜日の夕方に解放する。期間：4月25日（土）（ゴールデンウイーク開始日）～11月3日（祝・月）

3－2 街路樹編

1. 街路樹維持管理作業

対象路線及び実施回数等については、街路樹維持管理台帳に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 街路樹剪定

(1) 毎年、7～8月を目途に夏期剪定を行う樹種は下記のとおりとする。また、数年おきに定期的な剪定を要するイチョウやナナカマド等の樹種については、担当職員と協議の上で最終決定すること。

■年1回（夏）

ニセアカシア、ネグンドカエデ、プラタナス・・（主に外来）早生樹種

(2) 担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針（平成28年みどりの推進部編）によるものとする。

(3) 剪定実施にあたっては、剪定作業を実施する路線の作業予定表を作成し、担当職員と協議の上で作業を実施する。作業予定に大きな変更がある場合は担当職員に報告すること。

(4) 剪定作業を実施する前に、当該樹木の樹勢の確認を行い、枯損・危険等の有無を判断すること。判断が困難な場合は、担当職員から指示を受けること、剪定の強さは、周辺施設等の立地状況を考慮すること。

(5) 剪定の樹形は、見本切りを実施し、担当職員と立会して指示を受けること。

(6) 植樹枠・緑地帯に植え込まれている花苗等に配慮し作業を実施すると。

3. ヤゴ取り

(1) 巡視等で状況を確認し、適宜担当者に報告すること。道路の通行等に支障となり、実施が必要となった場合は、路線や本数について担当職員と協議し実施すること。

(2) 剪定鋏等を使用する場合は、根元や幹から除去し、切り口は手で触れても危なくないようにすること。

4. 人力除草

(1) 土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取ること。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は均し及び清掃を行うこと。

5. 樹木補植

(1) 樹木植栽は札造標に基づき作業すること。

(2) 植栽する樹木の樹種・規格・支柱については、担当職員の指示によること。

(3) 植栽場所については、歩道幅員・交差点からの離隔距離・植栽間隔・他の工作物との離隔距離等、現場条件に制約があるため、担当職員と協議をして決定すること。なお、現場状況に応じて、補植の予告看板を事前に設置することもあるため、担当職員から指示を受けること。

6. 桧花壇用花苗配布

(1) 町内会等に、指定された花苗数を指定日に、指定場所に配達すること。詳

- 細は、担当職員から別途指示を受けること。
- (2) 配達した際には、配達した花苗の写真を撮影し、受取人の確認印またはサインをもらい、納品伝票とあわせて担当職員に提出すること。
 - (3) 花苗の種類は、インパチェンス・サルビア・ベゴニア・マリーゴールド・ペチュニアを基本とする。
 - (4) 花苗は、病虫害等の被害のない発育良好なもので、Φ9cmポリポット入りとし、担当職員の指示により配布すること。

7. 街路巡視点検

- (1) 街路樹及び植樹枠等がある全路線を対象に巡視点検を行うこと。実施時期は下記とする。
 - ・巡視点検 年8回（4月～11月まで1回/月）
※上記期間のうち、年1回は徒步によって、より細かな点検を実施する
※徒步巡視の実施時期については、担当職員と協議の上で決定する
- (2) 点検内容や方法等は札総仕（街路樹編）のとおりとし、巡視点検チェックリスト（様式45）の項目を意識して点検すること。また、点検結果については異常の有無に問わらず、別紙（様式44）により担当職員に提出すること。なお、異常がない場合であっても、点検写真（路線全景）を撮影しておくこととし、担当職員から指示があった場合は提出すること。
- (3) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、異常を確認した際には、速やかに担当職員に報告するとともに、必要な指示を受けること。

8. 【西地区】環状通ローズアベニューのバラ維持管理について

- (1) 環状通ローズアベニューは、白石区内の道道89号札幌環状線を指す。
 - (2) バラは中央分離帯内にあり、全て西地区で維持管理することとする。
 - (3) 花壇内の除草は、年8回行うこと。
 - (4) 枯枝・花殻処理は、年1回行うこと。
 - (5) 剪定は、春剪定と秋剪定の2回行うこと。
 - (6) 施肥は、元肥1回、追肥1回とし各々天地返しを行うこと。
 - ・肥料の種類、施肥量、施肥方法及び施肥時期は、担当職員との協議による
 - (7) 病虫害予防薬剤（粒剤）散布は、年2回行うこと。
 - ・薬剤の種類、散布量、散布方法及び散布時期は、担当職員との協議による
 - (8) 冬囲いは、繩2回巻を基本とする。
- ※作業実施前に年間維持作業計画を提出し、担当職員の承認を受けること
※施肥に使用する材料は、公園編（バラ花壇管理）参照

9. 【西・東地区】白石こころーど及び道路部局所管広場等の維持管理について

※道路部局からの受託作業

- (1) 維持管理作業の内容及び実施回数等は、別紙数量による。
- (2) 白石こころーどの徒步巡視は、4・6・8・10月の年4回実施を基本とし、倒木や落下枝等の危険性の把握、樹木の生育状況、建築限界等を主体とした点検を行うこと（ベンチやシェルター等の特定施設については、別途業務にて年2回の施設点検を実施予定）。なお、その他の舗装や柵類、車止、排水施設、標識等については、道路管理者による巡視を実施しているが、万が一、危険な状況等を確認した場合には、速やかに担当職員に報告すること。

4. 様式

- ・様式4 1 公園パトロール報告書
- ・様式4 2 公園パトロールチェックリスト（夏期間）
- ・様式4 3 公園パトロールチェックリスト（冬期間）
- ・様式4 4 街路パトロール報告書
- ・様式4 5 街路パトロールチェックリスト
- ・様式4 6 遊水路巡視点検報告書

公園パトロール報告書

提出日 令和 年 月 日

現場代理人

印

業務名	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務		地区
実施日			回目
巡視項目	夏期間・冬期間	昼間・夜間	定期・臨時

巡視者

印

No.	公園名	異常の有無	状況・内容	対応の内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
(現場代理人からの連絡事項)			(業務主任からの連絡事項)		

公園パトロールチェックリスト(夏期間)

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
園内全体	投棄物	1 放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか
		2 ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか
	利用マナー	3 ホームレス・私的所有物の放置・不法占用がないか
		4 利用マナー(犬の放し飼い・ボール遊び等)は守られているか
		5 ゴミステーション・不法駐車(車・バイク)が公園内にないか
	園路・階段	6 蓋装の欠損・クラック・根上がりによる転倒の危険性はないか
		7 階段・インターロッキングの破損・段差による転倒の危険性はないか
		8 デッキ・枕木の腐食はないか
		9 踏面・床面に不陸や水たまりはないか
	広場 グラウンド	10 広場に不陸や水たまりはないか
		11 グラウンドの整備用具はきちんと整理されているか
		12 築山の土がえぐれて転倒の危険性はないか
植栽	樹木 生垣	13 倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか
		14 腐食による危険木はないか
		15 通行(園路・道路)に支障となる枝はないか
		16 照明灯・看板にかかっている枝はないか
		17 民地に越境している枝はないか
		18 公園の見通しを悪くしている中低木・生垣はないか
	その他	19 カラス・ハチの巣はないか
		20 害虫の発生はないか
		21 不要または破損している支柱はないか
		22 芝が枯れていないか
公園施設	全般	23 施設本体の破損はないか
		24 腐食・腐朽による破損の危険性はないか
		25 施設本体の突起・さざれ・欠け・傾きはないか
		26 ボルト等の部材の欠損はないか
		27 基礎の露出・傾き・ぐらつきはないか
		28 個人名を特定できるような落書きはないか
	遊戯施設	29 遊具周辺に石・凸凹・ガラス等の危険物はないか
		30 可動時に異音は生じていないか
		31 砂場にゴミ・動物の糞は落ちていないか
	休憩施設	32 ゴミは散乱していないか
	管理施設	33 照明灯の不点・つきっぱなしはないか
		34 点検口カバーの腐食はないか
		35 看板の文字は読むことができるか
		36 ラミネートの看板の更新は必要ないか
	給水設備	37 施設本体の破損・欠損はないか
		38 樹・散水ボックスに土砂等が堆積していないか
		39 漏水はしていないか
	排水設備	40 側溝・トラフ・樹に泥・砂・落葉等が堆積していないか
		41 施設本体の破損・傾き・欠損・ズレ・ガタツキがないか
		42 勾配がきちんととれているか

公園パトロールチェックリスト(冬期間)

様式43

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
園内全体	全般	1 重機で雪入れをしていないか 2 遊具やフェンスの破損の可能性はないか 3 子供の道路への飛出しの危険性がある雪山はないか 4 隣地の屋根からの落雪で危険な場所はないか
植栽	樹木	5 倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか 6 樹木(主に針葉樹)に過度の積雪は無いか
公園施設	全般	7 施設本体の破損はないか
	遊具	8 冬囲いの破損・外れはないか
		9 チューブスライダー・土管等に閉じ込められる恐れはないか
		10 遊具と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか
	四阿	11 支柱付近・吊橋の周辺に雪解けによる穴は生じていないか
		12 屋根に1m以上の積雪は生じていないか
		13 雪庇やつららは生じていないか
		14 四阿と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか
	照明灯	15 照明灯のポール周辺の雪解けによる穴は生じていないか
		16 照明灯のケーブルに触れることが出来るか

街路パトロール報告書

様式44

提出日 令和 年 月 日

現場代理人

(印)

巡視者

(印)

業務名	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務		地区
実施日			回目
巡視項目	夏期間・冬期間	昼間・夜間	定期・臨時

No.	路線名	異常の有無	状況・内容	対応の内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
(現場代理人からの連絡事項)			(業務主任からの連絡事項)		

街路パトロールチェックリスト

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
街路全体	全般	1 放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか
		2 ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか
		3 草刈の必要はないか
植栽	高木	4 倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか
		5 腐食による危険木はないか
		6 道路側に傾倒していないか
		7 通行(歩道・道路)に支障となる枝はないか
		8 歩行者・自転車に接触する恐れがある枝はないか
		9 ヤゴ・胞吹きが繁茂しているものはないか
		10 信号・標識・街灯にかかっている枝はないか
		11 民地に越境している枝はないか
		12 見通しが悪いものはないか
		13 不要または破損している支柱はないか
		14 支柱の結束が食い込んでいる樹木はないか
	低木 草花	15 歩道・車道にはみ出しているものはないか
		16 見通しが悪いものはないか
植樹樹	全般	17 切株による転倒の危険性はないか
		18 切株の中心部が腐食して穴があいていないか
		19 カラス・ハチの巣はないか
		20 害虫の発生はないか
		21 根上がりによる転倒の危険性はないか
		22 植樹樹の仕切石にズレ・ガタツキはないか
		23 補植可能な空樹はないか

遊水路巡視點檢報告書

令和 年 月 日 提出

業務名

受託者

公園名

現場代理人

即

《連絡・特記事項》

**白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)
業務委託費総括表**

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計
直接業務費						
	標準作業	清掃・草刈	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		鳥獣対応	1式			
		安全費	1式			
		小計	1式			
	地区特有作業	樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		廃棄物処理	1式			
		小計	1式			
		合計	1式			
共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式			
	合計		1式			
純業務費		1式				
現場管理費		1式				
業務原価		1式				
一般管理費		1式				
業務価格		1式				
消費税等相当額	10%	1式				
業務委託費		1式				

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)【公園編】	当初	事業区分		公園緑地整備・改修 公園・街路樹等維持管理	
					工事区分	数量		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量		数量増減	摘要	
公園・街路樹等維持管理			式	1				
標準作業			式	1				
清掃・草刈			式	1				
清掃			式	1				
草刈			式	1			内-1号	
樹木管理			式	1			内-2号	
下枝・支柱・薬剤			式	1			内-3号	
低木等管理			式	1			内-4号	
高木剪定			式	1			内-5号	
伐採			式	1			内-6号	
抜根			式	1			内-7号	
樹木冬囲い			式	1			内-8号	

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R8年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)【公園編】	当初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	公園・街路樹等維持管理	数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量			摘要
施設管理		式	1			
砂場・広場等		式	1			内-9号
照明灯		式	1			内-10号
巡視点検		式	1			内-11号
施設冬囲い		式	1			内-12号
鳥獣対応		式	1			
カラス・ハチ		式	1			内-13号
区特有作業		式	1			
樹木管理		式	1			
樹木管理		式	1			内-14号
樹木植栽		式	1			内-15号
施設管理		式	1			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)【公園編】	当初	事業区分		公園緑地整備・改修 公園・街路樹等維持管理		
					工事区分	工事区分			
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要	
特殊施設管理				式	1		内-16号		
砂場・広場等				式	1		内-17号		
廃棄物処理				式	1				
廃棄物処理費				式	1		内-18号		
直接工事費				式	1				
共通仮設費				式	1				
共通仮設費（率計上）				式	1				
純工事費				式	1				
現場管理費				式	1				
工事原価				式	1				
一般管理費等				式	1				
工事価格				式	1				

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)【公園 編】	当 初	事業区分		共通仮設費		
					工事区分	工事区分	共通仮設費	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要	
消費税等相当額				式	1				
工事費計				式	1				

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃A	週1回程度の清掃 拾い集め型	1000m2	1,840		単一 1号
清掃B	春1回目の清掃 拾い+掃き	1000m2	270		単一 2号
清掃C	秋の清掃 拾い+掃き	1000m2	270		単一 3号
樹清掃(人力清掃工)	蓋有 25cm以上	箇所	5		単一 4号
U型側溝除芥清掃		m	1		単一 5号
放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	回	5		単一 6号
ゴミ袋回収	40L	袋	1,000		単一 7号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000			
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取り A	C50cm以下	本	10		単一 10号	
ヤゴ取り B	C50cm以上	本	10		単一 11号	
樹木下枝取り		本	10		単一 12号	
薬剤散布C	薬剤（支給品）	10L	1		単一 13号	
支柱取付B-2	二脚鳥居支柱A 購入品	組	1		単一 14号	
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A 片付含む	組	1		単一 15号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A	30<C≤60cm 人力 片付含む	本	1		単一 19号
公園樹木剪定B	60<C≤90cm 人力 片付含む	本	1		単一 20号
公園樹木剪定C	90<C≤105cm 人力 片付含む	本	1		単一 21号
公園樹木剪定D	105<C≤120cm 人力 片付含む	本	1		単一 22号
公園樹木剪定E	120<C≤150cm 人力 片付含む	本	1		単一 23号
公園樹木剪定F	8.0<H≤12.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 24号
公園樹木剪定G	12.0<H≤18.5m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 25号
公園樹木剪定H	18.5<H≤23.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 26号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	C15以上20未満	本	1		単一 27号
伐採B	C20以上30未満	本	1		単一 28号
伐採C	C30以上40未満	本	1		単一 29号
伐採D	C40以上60未満	本	1		単一 30号
伐採E	C60以上80未満	本	1		単一 31号
伐採F	C80以上100未満	本	2		単一 32号
伐採G	C100以上120未満	本	2		単一 33号
伐採H	C120以上150未満	本	1		単一 34号
伐採 I	C150以上	本	1		単一 35号
樹木伐採	210cm≤C<270cm (みどりの推進部策定歩掛準用)	本	1		単一 36号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	拔根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C30未満	本	1		單一 37号
拔根B	C30以上60未満	本	1		單一 38号
拔根C	C60以上90未満	本	1		單一 39号
拔根D	C90以上120未満	本	1		單一 40号
拔根E	C120以上150未満	本	1		單一 41号
拔根F	C150以上	本	1		單一 42号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲いD	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m 購入品	組	1		単一 43号
樹木冬囲いE	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m 購入品	組	5		単一 44号
樹木冬囲いF	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m 購入品	組	24		単一 45号
樹木冬囲い撤去D	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m	組	1		単一 46号
樹木冬囲い撤去E	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m	組	5		単一 47号
樹木冬囲い撤去F	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m	組	24		単一 48号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正	異物除去 砂起こし $t=200$	m ²	1, 002		単一 49号
砂場砂補充	(購入品)	m ³	1		単一 50号
砂場砂撤去		m ³	1		単一 51号
グラウンド土補充	砂	m ³	1		単一 52号
グラウンド土補充	黒土	m ³	1		単一 53号
グラウンド土補充	赤土	m ³	1		単一 54号
水飲み台蛇口交換	支給品	箇所	1		単一 55号
テニスコートネット設置・撤去	【北・西地区】	面	2		単一 56号
芝生灌水【共096】	散水車1800L級 水道料含む	日	0. 25		単一 57号
張芝A	芝串なし	m ²	1		単一 58号
張芝B	芝串あり	m ²	1		単一 59号
広場整正B	ダスト舗装 仕上げ厚4cm 機械施工	m ²	1		単一 60号

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
自動点滅器取替A	100V光電式；リード線型；6A	個	1		単一 62号
カラーポールカバー取替	段付；塗装被覆	個	1		単一 63号
照明ポール及び基礎交換（既設照明灯撤去含む）	(照明ポールは共通仮設費及び現場管理費対象外)	箇所	1		単一 64号
LEDライトバルブ交換	支給品	箇所	1		単一 65号
LED照明灯設置	既設基礎再利用 平均水平面照度1Lx範囲15m以上 光束27601m以上 適合ポール89.1φ	基	1		単一 66号
不点調査		箇所	1		単一 67号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
水飲み台冬囲い設置（白石区）	蛇口のみ囲い（15cm程度フルシート片）閉栓	基	62		単一 70号
水飲み台冬囲い撤去（白石区）	蛇口のみ囲い（15cm程度フルシート片）開栓	基	62		単一 71号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬囲い設置	養生材支給品（繩材除く）	基	120		単一 72号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬囲い撤去		基	120		単一 73号
遊具（鉄棒）冬囲い設置・撤去		基	50		単一 74号
スノーポール設置	支給品 再利用	基	1		単一 75号
スノーポール撤去	支給品 再利用	基	1		単一 76号
人力除雪		m3	100		単一 77号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	樹木管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
台風等緊急対応A (白石区))	(被害状況把握及び軽作業) 造園工1名及びライト バン体制	h	10		単一 81号
台風等緊急対応B (白石区))	4名体制 (造園工1名・普通作業員2名、特殊運転手1. 29t吊4tトラック 1 /班)	日	1		単一 82号
高所作業車運転費	12m級	日	1		単一 83号
高所作業車運転費	18~18.5m級	日	1		単一 84号
高所作業車運転費	22~23m級	日	1		単一 85号
ブルローダ (トラクタショベル) [普通]]	排出ガス対策型(第2次基準値)1.3~1.4m ³	時間	1		単一 86号
バックホウ (クローラ) [標準]	排ガス型(第2次) 山積0.45m ³	時間	1		単一 87号
掘み装置	開口幅1700~2000爪幅400~750mm	時間	1		単一 88号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	特殊施設管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
防球ネット設置・撤去（白 石区）		m	550		単一 91号
防球ネット	ポリエチレンネット H=600	m	550		
P.G 防球ネット用ビン	SUS φ 10*1000mm	本	1		
ハーケゴルフスタート台	プラスチック成形品 1500×1500×150 カラーコーナーマット張	基	1		
ハーケゴルフビン	SUS H=2365	本	1		
ハーケゴルフホールカップ	SUS φ 208	基	1		
OB杭	プラスチック製、L720×58×58	本	1		
良質芝	ケンタッキーフィールド80%以上の芝	m 2	1		
芝生用専用目土	完熟堆肥入り 低温蒸気消毒済 pH調整済 20kg/袋 白石区策定単価	袋	1		
芝生用肥料	N:P:K=4:4:4%以上 20kg/袋 あまり成分量が高くな いもの 白石区策定単価	袋	1		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025.11 2025.11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
外柵等施設修繕	雪害対応等	式	1		内一 19号
簡易看板設置A	木杭1本 (L=1.2~1.8m)支柱 看板支給品	基	1		単一 92号
ダスト敷均し転圧 (白石区)	遊具基礎周り等 小規模 人力	m3	0.5		単一 93号
舗装G	インターロッキングブロック 撤去・再設置 直線配置6cm 砂(クッショ ン用)30mm 100m2未満 時間無 夜間無	m2	1		単一 94号
常温合材補修工 (白石区)	袋入り常温合材(レスキューハーフ相当品) 資材運搬費 (クレ ン装置付2t級 吊能力2.9t DID有 5.0km以下)	t	0.05		単一 95号
客土B	現場制約あり 土砂 締固め無し 20m以下 黒土のみ	m3	1		単一 96号
客土C	現場制約あり 土砂 締固め無し 20m以下 赤土のみ	m3	1		単一 97号
人力床掘	土砂 現場制約あり	m3	1		単一 98号
機械床掘A	土砂 小規模 全ての費用	m3	1		単一 99号
埋戻しA	現場制約あり 土砂 締固め有り	m3	1		単一 100号
埋戻しB	小規模 土砂 全ての費用	m3	1		単一 101号
残土運搬	現場制約あり 人力 土砂 (岩塊・玉石混り土含む) DI D有 10.5km以下 運搬費のみ	m3	1		単一 102号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	砂場・広場等			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
オレンジネット設置・撤去 (白石区)	フェンスネット (H=1.0m 50mロール) 鋼製ピン間隔1m内外	m	1		単一 103号
フェンスネット	H=1.0m、50mロール 白石区策定単価	m	1		
立入禁止ロープ設置・撤去 (白石区)	トラロープ (Φ9mm 1巻200m) 鋼製ピン間隔2m 内外2段	m	120		単一 104号
トラロープ	9mm 1巻/200m、8.34kg ポリエチレンロープに準ずる 物価 資料策定単価	m	120		
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付4~4.5t積、吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	1		
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付2t積、吊能力2.9t 有り 5.0km以下	t	1		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
殻運搬	コンクリート（無筋）構造物とりこわし 機械積込 有り 8.0km以下 全ての費用	m3	1		
コンクリート処理	株松原産業 無筋	t	2.35		単一 105号
殻運搬	コンクリート（鉄筋）構造物とりこわし 機械積込 有り 8.0km以下 全ての費用	m3	1		
コンクリート処理	株松原産業 有筋	t	2.5		単一 106号
木くず処理	事業系一般廃棄物 木くず等（破碎, 焼却）税抜 全ての間接経費対象外	t	50		単一 107号
木くず処理	事業系一般廃棄物 剪定枝等（再生） 税抜 全ての間接経費対象外	t	1		単一 108号
木材買取	根株買取（t：水分無調整重量）土は極力除くこと 全ての間接費対象外	t	-1		単一 109号
木材買取	長材買取（m3換算：空隙率50%）幹材（末口 ϕ 6-50cm*L 2.4m-, 又は末口 ϕ 50cm-*L2.0m-） 全ての間接費対象外	m3	-1		単一 110号
木材買取	枝条・タコロ買取 土は極力除くこと 全ての間接費対象外	t	-50		単一 111号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 19号内訳書	外柵等施設修繕	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
石積補修A	天端、端面仕上	m2	1		単一 144号
石積補修B	練石積 控40cm両面	m2	1		単一 145号
石積補修C	練石積 控30cm片面	m2	1		単一 146号
外柵基礎設置A	300×300×300PC 基礎碎石含む (購入品) PG柵設置にのみ適用	箇所	1		単一 147号
外柵基礎設置C	400×400×400PC 基礎碎石含む (購入品)	箇所	1		単一 148号
外柵基礎撤去A	300×300×300PC	箇所	1		単一 149号
外柵設置E	ネットフェン, H180 W150 控無 溶融亜鉛メッキ塗装 (購入品)	m	1		単一 150号
外柵撤去B	PG-2C	m	1		単一 151号
外柵撤去G	ネットフェン, H180 W150 控無	m	1		単一 152号
外柵補修A	PG-1.5C パネル設置	m	1		単一 153号
外柵補修B	PG-2C パネル設置	m	1		単一 154号
外柵補修C	PG-3C パネル設置	m	1		単一 155号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 19号内訳書	外柵等施設修繕	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
外柵補修D	ネットフェンス張替 H180 W150 着色塗装鉄線 ϕ 3.2×50mm	m	1		単一 156号
外柵補修E	ネットフェンス張替 H300 W180 着色塗装鉄線 ϕ 3.2×50mm	m	1		単一 157号
公園外柵用ブロック設置（ コンクリート製）	400×400×500 石肌模様 W=188kg/個、プレキャスト集水 溝設置（据付 80kg超え200kg以下 無し 全ての費用）準用	個	1		単一 158号
既設外柵石等ズレ修正	プレキャスト集水溝設置（据付・撤去 80kgを超えて200kg以 下 無し 全ての費用）準用	基	1		単一 159号
基礎砕石設置	t=150 基礎砕石（12. cmを超えて17. 5cm以下 クラッシュラン4 0～0 全ての費用）人力床堀（土砂 現場制約あり）	m ²	1		単一 160号
合 計					

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)【街路 樹編】	当 初	事業区分		公園緑地整備・改修 公園・街路樹等維持管理	
					工事区分	数量		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量		数量増減	摘要	
公園・街路樹等維持管理			式	1				
標準作業			式	1				
清掃・草刈			式	1				
清掃			式	1				
草刈			式	1			内-1号	
樹木管理			式	1			内-2号	
下枝・支柱・薬剤			式	1			内-3号	
低木等管理			式	1			内-4号	
高木剪定			式	1			内-5号	
伐採			式	1			内-6号	
抜根			式	1			内-7号	
巡視点検			式	1			内-8号	

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)【街路 樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修
					工事区分	公園・街路樹等維持管理
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減
	樹木冬囲い			式	1	内-9号
	歩道美化			式	1	
	花苗配布			式	1	内-10号
	マイクン・マイフラワー			式	1	内-11号
	鳥獣対応			式	1	
	カラス・ハチ			式	1	内-12号
	安全費			式	1	
	交通管理			式	1	内-13号
	区特有作業			式	1	
	樹木管理			式	1	
	樹木管理			式	1	内-14号
	樹木補植			式	1	内-15号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(北地区)【街路 樹編】	当 初	事業区分		公園緑地整備・改修 公園・街路樹等維持管理	
					工事区分	工事区分		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量		数量増減	摘要	
廃棄物処理			式	1				
廃棄物処理費			式	1			内-16号	
直接工事費			式	1				
共通仮設費			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税等相当額			式	1				
工事費計			式	1				

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1. 000-00000002000			
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取り A	C50cm以下	本	20		単一 4号	
ヤゴ取り B	C50cm以上	本	20		単一 5号	
樹木下枝取り		本	20		単一 6号	
除草A	花壇草取(まばら)	m2	1		単一 7号	
支柱結束A	二脚鳥居型 C30cm標準	本	1		単一 8号	
支柱取付B-3	二脚鳥居型添木無 購入品L=1.8m	組	1		単一 9号	
街路樹支柱撤去A	高木用支柱各種 運搬費含む	組	1		単一 10号	
街路樹支柱撤去G	二脚鳥居型 ティックウッド L=1.8	組	1		単一 11号	
街路樹支柱補修B	二脚鳥居添木無	組	1		単一 12号	
人力床掘	土砂 現場制約あり	m3	1		単一 13号	
埋戻しA	現場制約あり 土砂 締固め有り	m3	1		単一 14号	
客土B	現場制約あり 土砂 締固め無し 20m以下 黒土のみ	m3	1		単一 15号	

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A	C<30cm	本	25		単一 19号
街路樹木剪定B	30≤C<60cm	本	48		単一 20号
街路樹木剪定C	60≤C<90cm	本	103		単一 21号
街路樹木剪定D	90≤C<105cm	本	29		単一 22号
街路樹木剪定E	105≤C<120cm	本	3		単一 23号
街路樹木剪定F	120≤C<150cm	本	1		単一 24号
街路樹木剪定M	H=12M程度	本	1		単一 25号
街路樹木剪定N	H=18M程度	本	1		単一 26号
街路樹木剪定O	H=22M程度	本	1		単一 27号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	C15以上20未満	本	1		単一 28号
伐採B	C20以上30未満	本	9		単一 29号
伐採C	C30以上40未満	本	4		単一 30号
伐採D	C40以上60未満	本	7		単一 31号
伐採E	C60以上80未満	本	27		単一 32号
伐採F	C80以上100未満	本	45		単一 33号
伐採G	C100以上120未満	本	9		単一 34号
伐採H	C120以上150未満	本	1		単一 35号
伐採 I	C150以上	本	1		単一 36号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	拔根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C30未満	本	1		單一 37号
拔根B	C30以上60未満	本	1		單一 38号
拔根C	C60以上90未満	本	4		單一 39号
拔根D	C90以上120未満	本	2		單一 40号
拔根E	C120以上150未満	本	1		單一 41号
拔根F	C150以上	本	1		單一 42号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲いD	低木 繩1巻き H0.6m, W0.3m 購入品	組	1		単一 45号
樹木冬囲いE	低木 繩2巻き H0.9m, W0.5m 購入品	組	1		単一 46号
樹木冬囲い撤去D	低木 繩1巻き H0.6m, W0.3m	組	1		単一 47号
樹木冬囲い撤去E	低木 繩2巻き H0.9m, W0.5m	組	1		単一 48号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	マイケン・マイラワー	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
花種子配布A	一年草※マリーゴールド約3ml（約75粒）、サルビア 約0.2～0.5ml（約55粒～95粒）、アリッサム約0.1ml (約130粒) 程度	袋	1		
花種子配布B	ペレットシード※ペチュニア混色（約50粒）程度	袋	1		
播種用培養土配布	5L入り※株式会社花ごころ「さし芽種まきの土」程度	袋	1		
セルトレイ配布	36穴、10枚セット、28.5cm×28.5cm程度※明和株式会 社「セルボックス」程度	袋	1		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	交通管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	36		単一 53号
交通誘導警備員A		人日	5		単一 54号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	樹木管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
高所作業車運転費	12m級	日	1		単一 55号
高所作業車運転費	18~18.5m級	日	1		単一 56号
台風等緊急対応A（白石区 ）	被害状況把握及び軽作業 造園工1名及びライトバン 体制	h	10		単一 57号
台風等緊急時対応B（白石 区）	4名体制（造園工1・普通作業員2・特殊運転手1）	日	1		単一 58号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

白石区 北地区公園維持管理台帳 (R8)

区分	公園No	公園名	地区	機能分担	管理	所在地	公園面積(m2)	清掃面積(m2)	清掃			草刈				生垣刈込		寄植刈込		除草		樹木冬囲い												
									A通常 (回)回数	B春 (回)	C秋 (回)	I 片付有 (m2)	I 片付有 (回)回数	N 急斜/片 付有 (m2)	N 急斜/片 付有 (回)	B (m)	B (回)	B (m)	B (回)	藤棚剪定(m2)	バラ管理(株)	A (m2)	A (回)	D (組)	E (組)	F (組)	砂場整正(m2)	水飲み台冬囲Bシート(基)	プランク冬囲(基)	ロープレール冬囲(基)	シーソー冬囲(基)	鉄棒冬囲(基)	屋根施設除雪(m2)	防球ネット(m)
近	7	北都公園	北	核	福	北郷3条12丁目	15537	15537	-	1	1	11900	3	-	-									9	2	1	1	1	1				12	
近	9	菊水舞鶴公園	北	核	福	菊水元町6条3丁目	14624	14624	-	1	1	8560	3	-	-	120	1								15	2	3	1	1	1			12	
近	10	東川下公園	北	核	町	川下4条4丁目	11955	11955	-	1	1	7173	-	-	-	290	1								48	1							2	12
近	14	米里北公園	北	核	福	米里3条2丁目	12921	12921	-	1	1	4771	3	-	-										1	1							12	
緑	2	米里川緑地	北	-	業	北郷7~9条3丁目	2599	2599	12	1	1	1640	2	-	-																12			
緑	8	米里北一号緑地	北	-	業	米里5条3丁目	4641	4641	12	1	1	1802	2	-	-																12			
緑	9	米里北二号緑地	北	-	業	米里3条3丁目	1149	1149	12	1	1	1100	2	-	-																12			
緑	2	厚別川緑地	北	-	業	川下1条9丁目	50275	46975	12	1	1	42623	3	-	-	150	1		51											120	12			
緑	厚別川緑地(PG場)	北	-	町		上記に含む	3300	-	1	1	3300	-	-	-															550	12				
道	1	北郷緑道	北	-	業	北郷9条7~9丁目	20528	20528	12	1	1	10968	3	-	-	170	1		24												24			
街	32	北郷こども公園	北	核	業	北郷3条5丁目	1514	1514	12	1	1	457	3	-	-	60	0		27										12					
街	39	ことぶき公園	北	そ	業	菊水元町5条2丁目	2160	2160	12	1	1	587	3	-	-														12					
街	40	北郷こぶしきら公園	北	核	町	北郷2条2丁目	3140	3140	-	1	1	1495	-	-	-	20	1									8	1	1	1	1	12			
街	41	白菊公園	北	そ	業	菊水元町7条1丁目	2440	2440	12	1	1	649	3	-	-		30	0									7	1	1	0	1	12		
街	42	もくれん公園	北	核	町	北郷4条2丁目	2479	2479	-	1	1	1063	-	-	-	145	2									9	1	1	1	1	12			
街	45	菊水みやこ公園	北	そ	業	菊水元町8条1丁目	2470	2470	12	1	1	2171	3	-	-											28	1	1	1	1	12			
街	46	菊水亀の子公園	北	核	業	菊水元町8条2丁目	2659	2659	12	1	1	1964	3	-	-	134	2									28	1	1	0	2	12			
街	50	北郷どんぐり公園	北	そ	町	北郷1条7丁目	810	810	-	1	1	169	-	-	-										4		1	1	1	12				
街	51	北郷ライラック公園	北	そ	町	北郷2条1丁目	2646	2646	-	1	1	524	-	-	-	12	1	4	1						10.2	1	1	1	0	12				
街	52	北郷どちの木公園	北	核	業	北郷2条14丁目	1983	1983	12	1	1	573	3	-	-										18	1	1	1	1	12				
街	61	北郷なかよし公園	北	核	町	北郷3条3丁目	1000	1000	-	1	1	316	-	-	-	18	1								9	1	1	1	1	12				
街	63	北郷西公園	北	そ	町	北郷4条1丁目	977	977	-	1	1	591	-	-	-										5	1	1			12				
街	69	北郷わかめ公園	北	そ	業	北郷3条7丁目	495	495	12	1	1	130	3	-	-											1		1			12			
街	70	北郷ねむの木公園	北	そ	業	北郷4条11丁目	1983	1983	12	1	1	2848	3	-	-	175	1								48	1	1	1	1	12				
街	73	北北のなは公園	北	核	▲	川北2条3丁目	8074	8074	-	1	1	2336	3	-	-	200	1								25	2	1	1	1	12				
街	75	白菊すく公園	北	核	業	菊水元町5条1丁目	2070	2070	12	1	1	303	3	-	-	55	1								13	1	1	0	1	12				
街	78	北郷あさかぜ公園	北	核	町	北郷3条9丁目	7110	7110	-	1	1	4939	-	-	-										36	1	1	1	1	12				
街	83	北郷こまどり公園	北	そ	町	北郷2条4丁目	779	779	-	1	1	325	-	-	-										36	1	1	0	1	12				
街	84	北郷かつら公園	北	そ	業	北郷4条13丁目	1686	1686	12	1	1	566	3	-	-										1	1	1	1	1	12				
街	85	北郷やよい公園	北	核	業	北郷5条4丁目	1514	1514	12	1	1	887	3	-	-	3	1								7	1	2	1		12				
街	86	北郷きさらぎ公園	北	そ	▲	北郷4条6丁目	1702	1702	-	1	1	1376	3	-	-										36	1	1	1	1	12				
街	87	川北すみれ公園	北	そ	▲	川北1条3丁目	352	352	-	1	1	148	3	-	-										16		1	1	1	12				
街	88	白球公園	北	核	業	菊水元町7条1丁目	4575	4575	12	1	1	1148	3	125	3	71	2								5.3	1	2	1	0	1	12			
街	89	北郷木ウの木公園	北	核	町	北郷2条10丁目	1967	1967	-	1	1	1770	-	-	-	93	2								38	1	1	1	1	6				
街	90	川北ひまわり公園	北	そ	▲	川北1条3丁目	264	264	-	1	1	86	3	-	-	12	1								6		1			12				
街	92	北郷はづき公園	北	核	業	北郷8条4丁目	1802	1802	12	1	1	1133	3	-	-																			

白石区 北地区公園維持管理台帳(R8)

白石区 北地区街路樹維持管理台帳(R8)

地区	路線番号	路線名	道路名	距離(km)	街路巡視点検			清掃			草刈L			草刈りI		低木管理			高木剪定								備考							
					往復距離(km)	車両(7回)	徒歩(1回)	植樹樹(m2)	植樹樹(回)	植樹帶(m2)	植樹帶(回)	分離帶(m2)	分離帶(回)	植樹樹(m2)	植樹樹(回)	植樹帶(m2)	植樹帶(回)	分離帶(m2)	除草(m2)	生垣刈込(m)	生垣刈込(回)	寄植(m2)	冬園D組	冬園E組	冬園F組	A <30(本)	B <60(本)	C <90(本)	D <105(本)	E <120(本)	F <150(本)	M高所H12m(本)	N高所H18m(本)	O高所H22m(本)
北	89	主要道道札幌環状線	環状通	1.7	3.4	23.8	3.4	0		231	2	5201	2	0		231	2	1734	2	3467	2					0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	9901	主要市道旭山公園米里線	南7条米里通	2.31	4.62	32.34	4.62	0		906	2	2720	2	0		906	2	2720	2							0	2	7	1	0	0	0	0	0
北	9904	主要市道厚別東北郷線	厚別通	1.67	3.34	23.38	3.34	0		772	2	0		0		772	2	0							0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北	626	一般道道東雁来江別線		2.81	5.62	39.34	5.62	1145	2	1021	2	0		1145	2	1021	2	0							0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北	864	一般道道大麻東雁来線	北13条北郷通	4.02	8.04	56.28	8.04	575.5	2	0		0		575.5	2	0		0							16	19	42	27	3	1	0	0	0	
北	22	米里線	米里通	2.63	5.26	36.82	5.26	58	2	2692	2	0		58	2	2692	2	0							0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北	33	北郷中央線	厚別通	0.13	0.26	1.82	0.26	8	2	18	2	0		8	2	18	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	58	北郷線	北郷通	0.8	1.6	11.2	1.6	0		393	2	0		0		393	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	59	逆川線		0.38	0.76	5.32	0.76	0		215	2	0		0		215	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	67	12号幹道線		0.8	1.6	11.2	1.6	0		708	2	0		0		708	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	68	13号幹道線		1.48	2.96	20.72	2.96	27	2	952	2	0		27	2	952	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	72	8線幹道線		3.38	6.76	47.32	6.76	135	2	1580	2	0		135	2	1580	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	73	9線幹道線		0.67	1.34	9.38	1.34	85	2	181	2	0		85	2	181	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	74	10線幹道線		0.56	1.12	7.84	1.12	0		401	2	0		0		401	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	75	11線幹道線		0.37	0.74	5.18	0.74	110	2	0		0		110	2	0		0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	95	北郷米里連絡線		0.12	0.24	1.68	0.24	0		0		0		0		0		0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	262	水源池通線	水源池通	0.7	1.4	9.8	1.4	0		373	2	0		0		373	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	300	北郷2丁目線	米里行啓通	0.82	1.64	11.48	1.64	12.5	2	502	2	0		12.5	2	502	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	311	北郷2丁目本通線		0.79	1.58	11.06	1.58	208	2	0		0		208	2	0		0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	321	北郷2条西線		0.35	0.7	4.9	0.7	72.5	2	0		0		72.5	2	0		0						6	5	1	0	0	0	0	0	0		
北	331	北郷12丁目線																											街路樹廃止済					
北	335	北郷13丁目線		0.78	1.56	10.92	1.56	105.5	2	0		0		105.5	2	0		0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	353	北郷本通線																											街路樹廃止済					
北	485	北郷7号線		0.3	0.6	4.2	0.6	0		172	2	0		0		172	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	488	北郷10号線																											街路樹廃止済					
北	491	米里北郷連絡線	北13条北郷通	0.47	0.94	6.58	0.94	40	2	0		0		40	2	0		0						2	2	1	0	0	0	0	0	0		
北	599	菊水元町8条線		0.37	0.74	5.18	0.74	105	2	42	2	0		105	2	42	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	609	菊水元町1丁目本線		1.3	2.6	18.2	2.6	30	2	481	2	0		30	2	481	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	776	菊水元町米里連絡線	米里中央通	2.13	4.26	29.82	4.26	112	2	937	2	0		112	2	937	2	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	967	菊水元町4条線		0.06	0.12	0.84	0.12	0		0		0		0		0		0						0	0	0	0	0	0	0	0	0		
北	977	菊水元町6条中通1号線	厚別通	0.34	0.68	4.76	0.68	0		0	</td																							

安全費

交通誘導員総数	高木剪定(本)					草刈り(m2)	除草(m2)	総数(人日)
	<30(本)	<60(本)	<90(本)	<120(本)	高所作業車使用			
日当たり作業量	100	70	40	30	10	2250	1000	
設計数量	25	48	103	32	1	73705	0	
作業日数	1	1	3	2	1	33	0	41

交通誘導員A 89: 主要道道札幌環状線	高木剪定(本)					草刈り(m2)	除草(m2)	誘導員A(人日)
	<30(本)	<60(本)	<90(本)	<120(本)	高所作業車使用			
日当たり作業量	100	70	40	30	10	2250	1000	
設計数量	0	0	0	0	0	10864	0	
作業日数	0	0	0	0	0	5	0	5

交通誘導員A		5	人日
交通誘導員B	41 -	5 =	36 人日